

## テロ等準備罪について

テロ等準備罪を分かりやすく解説します。

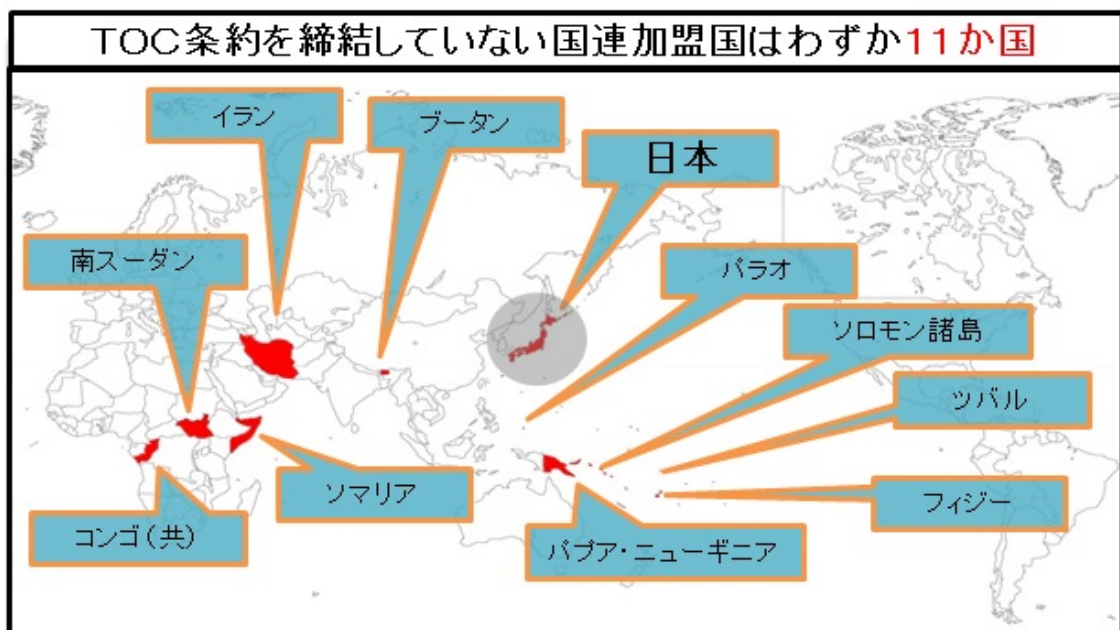
### 1 TOC条約締結の必要性

**テロを含む組織犯罪を未然に防止し、国際協力をより一層進めることができます**

テロ等準備罪は、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結するために設けられたものです。

TOC条約は、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための条約です。我が国は未締結ですが、既に187の国や地域が締結しています。国連加盟国（193か国）で未締結の国は、平成29年6月現在、我が国を含めて11か国のみです（資料1参照）。条約を締結しないままでは、我が国が、テロ防止のための国際的連帯の「抜け穴」となりかねません。

資料1



TOC条約を締結することにより、例えば、締約国との間で、自国で犯罪を犯して他国に逃亡した犯罪人の引渡しを受けたり、我が国で潜伏する他国のテロ集団構成員を拘束してその国に引き渡すなどの犯罪人引渡しの実効性が高まります（逃亡犯罪人の引渡し）。また、自国の捜査・刑事裁判で用いる証言や証拠物

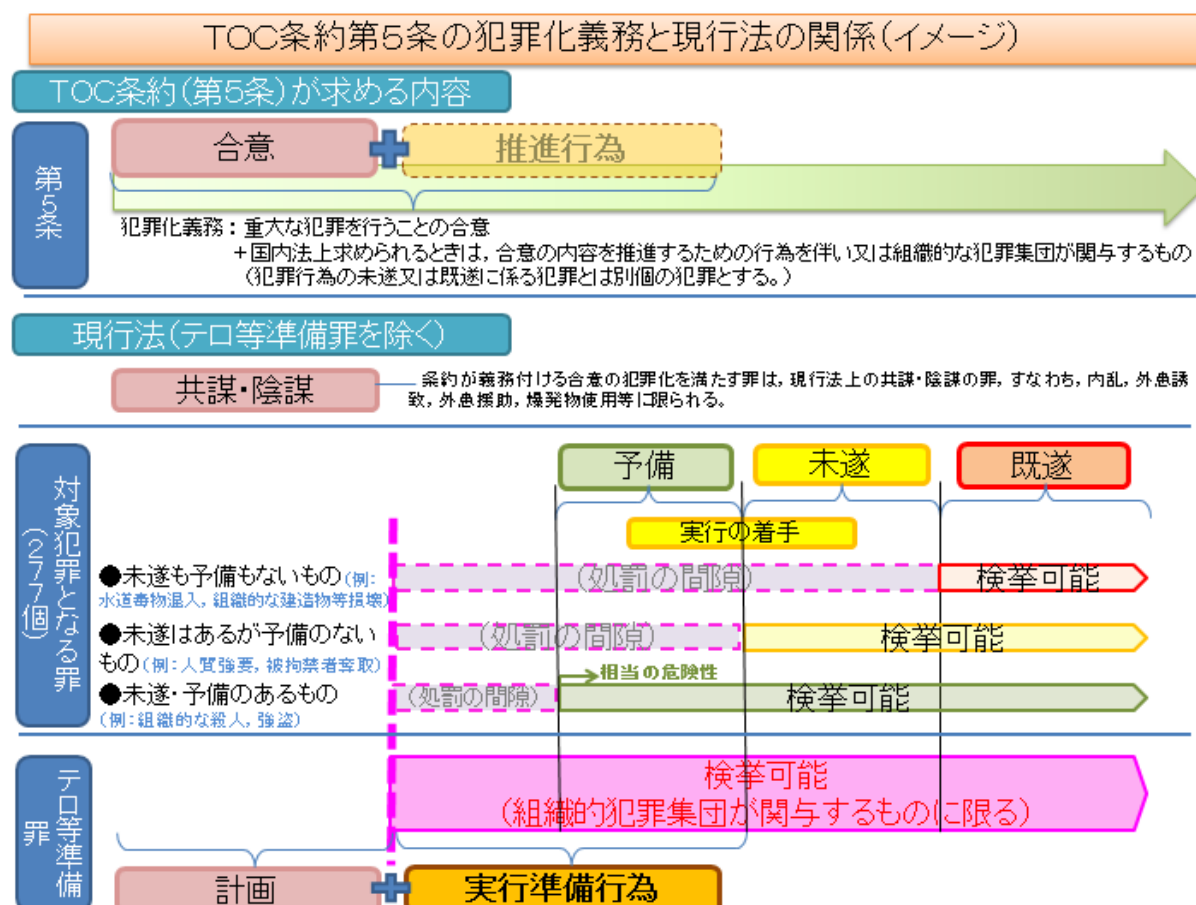
などを外交ルートによることなく、捜査・司法当局の間で直接やり取りすることで、より早く効率的に他国から入手することが可能となります（捜査共助）。加えて、テロ等の組織犯罪に関する情報収集について、これまで以上に国際社会と連携することが可能になります（情報交換）。

このように、TOC条約を締結することで、組織犯罪に立ち向かう国際協力の輪に参加し、これらの国際協力を促進することができます。

また、この条約を締結するために必要なテロ等準備罪を設けたことにより、テロを含む組織犯罪の計画・準備段階で検挙することができるようになります。

## 2 「テロ等準備罪」の必要性

資料 2



### 1) テロ等準備罪を新設しなければTOC条約を締結できません

TOC条約第5条は、テロを含む組織犯罪を未然に防ぐため、締約国に対し、「重大な犯罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」を、未遂罪や既遂罪とは別個の犯罪として処罰できるようにすることを

義務付けています。これらの義務を果たさない限り、条約を締結することはできません。

しかし、資料2のとおり、TOC条約が犯罪化を義務付けている合意罪については、内乱、外患誘致等のごく一部の罪についてのみ、共謀・陰謀の罪として処罰可能とされているにすぎず、これらの義務を果たす上で不十分でした。

例えば、電気、水道、ガス設備等のインフラを標的としたテロ事犯、サイバー空間を利用した組織的な電子計算機損壊等業務妨害事犯、振り込め詐欺等の組織的な詐欺事犯、人身売買組織による人身売買事犯等については、その実行の着手前の段階で処罰することはできませんでした。

したがって、我が国がTOC条約を締結するためには、犯罪の計画・準備の段階で処罰できるようにする「テロ等準備罪」を設ける必要がありました。

## 2) テロ等準備罪により適確に対処できる事例

資料2のとおり、これまで、重大な犯罪の計画が行われたことが明らかになったとしても、

- 未遂も予備もないものについては、犯罪が既遂に達するまで
- 未遂はあるが予備のないものについては、実行の着手がなされるまで
- 未遂・予備のあるものについては、「客観的に相当な危険性」※のある予備行為がなされるまで

は検挙・処罰することができないという意味で、処罰できないすき間（処罰の間隙）がありましたが、テロ等準備罪により、以下のような事例において、犯罪が実行される前の段階で犯人を検挙・処罰することが可能となります。

- テロ集団が殺傷能力の高い化学薬品を製造し、これを用いて同時多発的に一般市民の大量殺人を行うことを計画した上、例えば、殺傷能力の高い化学薬品の原料の一部を入手した。
- テロ集団が複数の飛行機を乗っ取って高層ビルに突撃させるテロを計画した上、例えば、搭乗予定の航空機の航空券を予約した。
- テロ集団が分担してウイルス・プログラムを開発し、そのウイルスを

用いて全国各地の電力会社、ガス会社、水道会社等の電子制御システムを一斉に誤作動させ、大都市の重要インフラを麻痺させてパニックに陥らせることを計画した上、例えば、コンピュータウイルスの開発を始めた。

※ 昭和42年東京高裁判決では、「予備」とは、「構成要件実現（実行の着手もふくめて）のための客観的な危険性という観点からみて、実質的に重要な意義を持ち、客観的に相当の危険性の認められる程度の準備が整えられた場合たることを要する」とされています。

### 3 テロ等準備罪が新設されても一般国民の生活に何ら変わりはありません

#### 1) 一般の方々はテロ等準備罪で処罰されません

テロ等準備罪には、

- ① 「組織的犯罪集団」の関与
- ② 重大な犯罪の「計画」
- ③ 計画した犯罪の「実行準備行為」（犯罪を実行するための資金の準備等）

という3つの厳格な要件を設けています。

「組織的犯罪集団」は、重大な犯罪等を行うことを目的とする団体であり、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、テロ集団、暴力団、薬物密売組織など違法行為を目的とする団体に限られます。

さらに、3つの要件全てについて「故意」が必要であり、①「組織的犯罪集団」の関与、②指揮命令の下、役割を分担して犯罪を行うことについての具体的かつ実現可能性のある計画をすること、③その計画に基づき実行準備行為を行うことの認識のうち、1つでも欠いていれば、テロ等準備罪は成立しないので、知らない間に巻き込まれて処罰されることはありません。

したがって、「組織的犯罪集団」と関わりのない一般の方々がテロ等準備罪で処罰されることはありません。

また、これらの3つの厳格な要件全てについて具体的な嫌疑（疑い）が生じなければ捜査を開始することはできないのですが、組織的犯罪集団と関わりのない一般の方々にそのような嫌疑が生じるとは考えられません。

したがって、一般の方々は、テロ等準備罪の捜査の対象となることもありません。

## 2) テロ等準備罪は、内心を処罰するものではありません

テロ等準備罪は、組織的犯罪集団が関与する犯罪について、犯罪実行の「計画」に加え、この計画に基づく「実行準備行為」が行われて初めて成立します。

「内心が処罰される」との懸念・不安を払拭するため、「計画行為」だけでは成立せず、これに加えて、計画された犯罪を実行するための準備行為（実行準備行為）が行われて初めて処罰することとされたものです。

このように、テロ等準備罪は、「計画行為」と「実行準備行為」という「行為」を処罰するものであって、内心を処罰するものではありません。

## 3) テロ等準備罪の対象となる罪は、適切に選択されたものです

TOC条約が定める犯罪化の義務を果たすためには、「組織的な犯罪集団が関与する」ことが現実的に想定される重大な犯罪<sup>※</sup>の全てをテロ等準備罪の対象とする必要があります。

そこで、テロ集団を始めとする組織的犯罪集団が実行を計画することが現実的に想定されるかどうかとの基準により、テロ等準備罪の対象となる罪として、新設された証人等買収罪のほか、277個の罪が選択されました。

※ TOC条約上、「重大な犯罪」とは、長期4年以上の懲役又は禁錮の刑等が定められている罪であるとされています。

## 4) 監視社会・密告社会になることはありません

今回の法改正によって、捜査の方法は全く変わりません。今回の法改正は、どのような行為を犯罪とし、それに対してどのような刑罰を科すのかを規定する「実体法」（罰則）の改正であり、テロ等準備罪を設けることに伴い、犯罪についてどのような捜査を行うかという刑事訴訟法などの「手続法」は改正されていないからです。

メール、SNSでのやり取りの傍受は通信傍受法に規定する「通信傍受」に当たりますが、テロ等準備罪は通信傍受の対象犯罪ではなく、通信傍受法上、テロ等準備罪の捜査で「通信傍受」を行うことはできません。

したがって、今回の法改正によって、捜査機関が国民を監視する「監視社会」になることはありません。

また、自首した人の刑を軽くしたり・免除したりする規定がありますが、テロ等準備罪の対象団体は「組織的犯罪集団」に限られており、一般の方々の生活とは関係がないので、この規定によって一般市民が密告をし合うような密告社会になることもありません。

## 5) 捜査機関による濫用・恣意的運用はできません

テロ等準備罪は、①「組織的犯罪集団」の関与、②重大な犯罪の「計画」、③計画した犯罪の「実行準備行為」という3つの厳格な要件を設けています。これらの要件は条文に明記されています。

そして、テロ等準備罪の捜査は、刑事訴訟法の規定に従って行われます。

どのような場合に捜査を行えるかは、テロ等準備罪の要件を定める「実体法」（罰則）によってその範囲が決められており、①～③の要件について具体的な嫌疑が必要となります。3つの厳格な要件についての具体的な嫌疑がなければ捜査を行うことはできません。また、テロ等準備罪の捜査を行うに当たっては、その適正の確保に十分に配慮しなければならない旨の規定が設けられました。

さらに、捜査機関による捜査は、裁判所による事前・事後の審査を受けることとなります。

したがって、捜査機関による濫用・恣意的運用はできません。

## 6) テロ等準備罪は、人権に十分配慮したものです

OECDに加盟している日本以外の34の国（その全ての国がTOC条約を締結しています。）のうち、我が国のように、①「組織的な犯罪集団が関与する」との要件と、②犯罪実行の合意に加えて「合意の内容を推進するための行為」（我が国では「実行準備行為」）の要件の双方を採用している国はなく、テロ等準備罪は、国際的に見ても人権に十分に配慮したものになっています。